

輪島市総合教育会議運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づく輪島市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集するときは、あらかじめ次に掲げる事項を輪島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ通知するとともに、公示するものとする。

(1) 会議の日時

(2) 会議の場所

(3) 会議において協議し、又は調整すべき事項

2 前項の規定による通知及び公示は、会議開会の日7日前までにしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(教育委員会による会議の招集の求め)

第3条 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定により、会議の招集を求めるときは、希望する会議の開催期限及び協議すべき具体的事項を示し、市長に通知するものとする。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととしようとするときは、会議に諮り、これを決定するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次に掲げる事項

を記載するものとする。

(1) 開会及び閉会の日時

(2) 出席者の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 議事録には、公開しなかった会議の議事及び発言者が取り消した発言は記載しないものとする。

3 議事録は、公表するものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員になったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人名簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 第1項本文の規定にかかわらず、次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不相当と認める者

4 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食し、又は喫煙すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

- 5 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、教育委員会事務局庶務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。